

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市庁舎駐車場管理規則（昭和59年規則第5号）第6条第1項	本庁舎に附属する立体駐車場の使用の許可	管財課

標準処理期間は、1日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。